

## 宝暦末～明和前期における萩藩の記録編纂事業について

—江戸御国大記録方の設置および中山又八郎の活動—

山崎一郎

### はじめに

本稿は、宝暦二三年二月から明和四年一〇月（一七六三～六七）までの五年間を取り上げ、この間における、萩藩主毛利重就を中心とする記録編纂事業の動向を明らかにしようとするものである。

本稿で扱う期間は、萩藩が家臣に譜録（いわゆる「新譜録」「明和譜録」）提出を命じた時期にあたり、その過程が広田暢久氏によつて検討されている<sup>①</sup>。また、近年小川國治氏は、藩主毛利重就の事跡を総括した『毛利重就』においてこの時期の動向に触れ、江戸御国大記録方の設置、譜録の提出、のちの密用方に繋がる中山又八郎の活動状況などに言及している<sup>②</sup>。

密用方は、「廉アル典古或ハ儀式又ハ候家ノ系図譜録等ノ取調ヲ司ル」役所とされ（『もりのしげり』）、毛利家文庫の性格を明らかにする上で、その検討が不可欠と指摘されてきた<sup>③</sup>。近時、岸本覚氏は、「復古」を標榜した近世後期の萩藩の藩政改革において、密用方がその中心的な役割を果たしており、「藩祖、歴代藩主、家臣、寺社、民等毛利家に関わるすべての由緒を総括する役職」であったと指摘している<sup>④</sup>。なお、密用方の成立年次に関しては、小川氏が

前掲書において、安永二年（一七七四）一〇月であつたことを明らかにされている。

本稿が対象とするのは五年ほどの短い期間であるが、萩藩の記録編纂事業を考える上で注目すべき動向がみられ、また、密用方設立の前史をなす点において、詳細な検討が必要な時期と考えられる。この時期の動向については、前述のように広田氏・小川氏によつて検討されているが、なお付け加えるべき事実、相互に関連付けて理解すべき事項が残されているように思われる。そこで本稿では、改めてこの時期の動向を時間を追つて詳細に見ていくことにした<sup>(5)</sup>。その上で、この時期に作成された萩藩諸役所の所蔵文書目録である「諸役所控目録」、および儒者山根華陽が明和四年に藩主重就へ提出した「御教戒」について言及したい。

## 一 江戸御国大記録方の設置および中山又八郎の活動

### （1）江戸御国大記録方の設置と柿並市右衛門（宝暦一三年二月～八月）

宝暦二年（一七六三）二月一〇日、萩藩手廻組士の柿並市右衛門（四人扶持六石余、四九才）は、萩で江戸御国大記録方就任を申し渡された。柿並の下には、筆者として笠井孫右衛門、書調物助筆として伊藤平八・佐方七郎右衛門が任じられる。

別稿で触れたが、柿並は、寛保二年（一七四二）八月、当職所の記録取縮役となり、同役所における情報管理の一環として「国相府録」作成に携わり、記録管理マニュアル「当職所記録仕法」を作成した人物である。「当職所記録仕法」は、萩藩の実務的な記録管理マニュアルとしては最も詳細な内容をもつ<sup>(6)</sup>。その後、御宝蔵御什書取縮書調物御門が任じられる。

用を務め（年次不明）、宝暦一～三年（一七五二～五三）には上御用所の記録整理に携わる（上御用所御記録取縮）。宝暦一二年五月には再び上御用所御記録取縮に任じられ、江戸に登る<sup>(7)</sup>。柿並は、当職所、上御用所という藩の中板役所でたびたび文書整理を担当した希有な人物であり、藩庁内の実務的な文書にかなり精通していたとみられる。

江戸御国大記録方（「地江戸大記録方」とも表記される）と似た名称の役所に、正徳五年（一七一五）三月～享保九年（一七二四）一月に設置された大記録方がある。これも別稿で触れたが、大記録方は、当職所がその情報管理の一環として設置した役所である。当職所に限らず、諸役所の文書記録を広く調査させ、藩初から享保期に至る当職所業務に参考となるべき事柄をまとめ、一二〇冊の「大記録」を作成した。

江戸御国大記録方はこれとは全く別の役所である。その職務内容は、藩主重就自らが当役梨羽頼母へ伝えた内容を記した、次に掲げる柿並への申渡で明らかとなる（「秘府定規」）。傍点筆者以下同じ）。

柿並市右衛門

当家之義ハ上古以来由来廉有之事ニ候處、先年已來他國江取遣之文言ニ間々区々之筋有之たる儀、近頃相考候事出来候、依之為後年新役座相立、此者江申付候、申聞之筋ヲハ下ニ而文言令吟味可申渡事

一御先祖御代々御判物御黒印物類之内、国政へ懸り候分ヲハ國方、江戸方、留守居方其外にても不残見合可申付候事

一宝蔵什書秘書ニても申出次第見合可申付事

一江戸方諸記録并秘書之用物、記録所等ニ至迄不残見合可申付事

一國元ニ而當職役江属候諸役座之諸記録右同断

宝暦末～明和前期における萩藩の記録編纂事業について（山崎）

一此已後、他国江差出候往返之文書ハ勿論、國中とても諸人之及聞見候程之書付類沙汰物ハ後代江伝候事ニ付、國方江戸方ともニ此已後ハ未發之内、草案ヲ以此者役座江申達、古法之沙汰筋に違候か、前廉之令条ト文言区く之筋共ハ無之や、など、しらへ候而可令其沙汰事

右之分、当家之紀載得と令吟味、未全備ヲハ追々可申付候、尤内々好ヲ以申候義ハ追々側元右直ニ取次ニテ可申付候、伺之儀も其心得ヲ以伺候様、旁此廉之取合可申聞置事

但、右之役座ニ候ヘハ、頼母役座手元ニ日／＼差置、諸事之沙汰事ヲも承せ、古今之作法委敷見合させ候事

近年、他国へ発給する文書文言に不統一な面があることから、江戸御国大記録方を設置し、他藩への発給文書や、藩内でも人の目に触れるような文書、すなわち内部文書以外のあらゆる文書について、同役所が発給前に目を通し文言のチェックを行うとされている。単に文言の違いだけでなく、「古法之沙汰筋に違候か」とあるように、内容的にも齟齬がないかをチェックせよともされている。ここでは、統一的な文書行政が強く指向されているのである。なお、業務遂行に当たり江戸御国大記録方は、藩主判物類をはじめ、国元、江戸方を問わず、あらゆる役所の文書の閲覧を認められることになった。それは御宝蔵所蔵の「什書秘書」にまで及ぶ。

注目したいのは、文書文言のチェック以外に、藩主から「内々好ヲ以申候義」も側近から申し付けるとされている点である。江戸御国大記録方は、単なる文書文言のチェック機関ではなく、それ以外に、藩主の直命による別の任務も行うとされている点に注意したい。

さて、柿並は、藩政上すべての文書を閲覧することを許されたのであり、そのことは、藩政上の過去現在あらゆる情報を知りうる立場になつたことを意味する。このため、業務遂行上知り得た情報を他に漏らさないこと、そうしたものを行うとされている点に注意したい。

情報を他の目的で利用しないこと、いわば「守秘義務」を誓約する起請文を当役梨羽へ提出している（「秘府定規」）。

#### 起請文前書之事

私儀、此度江戸御国大記録方役被仰付、於御用筋者御書立を以被仰聞、委細奉得其旨候、右ニ付御宝蔵御什書類を始、江戸方・地方諸役所之御控物ニ至迄御密用筋見合被仰付候条、諸事大切ニ可相心得旨奉畏候事

一御用物自用ニ書留、以來惣家残置候儀、絶而仕間敷旨奉得其意候、右筋之儀者勿論、惣而御用筋似寄候儀ニても他言仕間鋪候事

一尋常愁訴等有之歟、或御役座持方家格御仕成等之助にも相成候類、ケ様之役座江便り、御発シ無之品、其外御控物之趣承繕候筋之儀、毎々有之やうニ被聞召候条、此度之御役座誠大切之御家事取惱被仰付儀候ヘハ、聊以左様之内談引請不仕候様、若内密存寄等申聞候段追而相聞候歟、後年ニ至而も下ニおんて取用ひ無之反古類ニ而も流布仕候ハ、急度御糺明可被仰付旨、謹而奉得其意候事

一御用物数多引請候儀候ヘハ、取始抹隨分念を入、右被仰付之筋附屬之役人下手子ニ至迄重置可申聞旨奉畏候事右於偽申上者

神文

宝暦十三末年三月

梨羽（當役梨羽）  
頼母殿

一ヶ条目では、今後御什書類をはじめ重要文書を閲覧するに際し、業務中目にした内容を私的にメモして家に秘藏したり、他言したりしないこと、三ヶ条目では、業務上扱った文書の管理を徹底することを誓約している。注目した

いのは二ヶ条目である。従来、藩へ愁訴しようとする者が、江戸御国大記録方のような重要な文書を扱う役所の役人に對し、役職や家格に關わる文書の偽造や過去の記録内容の改竄を依頼する例があるとされているため、決してそうした不正な依頼を引き受けないこと、仮にそうした噂が流れた場合や、たとえ反古紙であろうとも、本来出回るはずのない文書が市中に流出したような場合には、その究明を受けると誓約している。

起請文には、記録内容の改竄や偽文書作成等の不正行為が「毎々有之やうニ被聞召」とあるが、これが当時の実態をどの程度言い当てているかは不明で、起請文上の誇張表現とも取れなくはない。しかし、あえてこのよう誓約がされている点を重視すれば、當時、そのような事態の存在が、必ずしもゼロではない、僅かながらでも疑う余地がある、と藩内で認識されていたとはいえそうである。それは、当時の藩庁における、役人と文書記録をめぐる動向として興味深い点といえる。

さて、六月三日、柿並は藩主重就の参勤に同伴し江戸に向う。前掲史料にあるように、当役梨羽近くに仕え、諸沙汰・作法を知るよう命じられていたためである。しかし柿並は、二ヶ月後の八月八日、江戸で病死する。就任期間はわずか六ヶ月であった。

(2) 宇多藤右衛門・長崎新左衛門の江戸御国大記録方暫役就任(宝暦一三年八月～明和元年三月)

柿並の死後、江戸では宇多藤右衛門と長崎新左衛門が江戸御国大記録方暫役に任じられた。宇多は、御手廻組、二人扶持一二石余、当時四四才。以前には当職所助筆・唐船方手元筆者を二二年、当職所筆者を六年務め、宝暦九年(一七五九)からは江戸方筆者を務めていた。長崎は四八才、これ以前、御用方檢使役を務めている。五人扶持、暫役就任とともに御手廻組に取立てられている。<sup>(8)</sup>

宇多・長崎両人は、暫役就任後すぐ、柿並が江戸に持ち運んでいた「御用物」の整理を行つてゐる。「御用物」は膨大で、とりあえずテーマ毎に大まかな分類をした両名は、整理終了までいましばらく時間が必要としている。その上で、「御用物」のなかに「御牌名付出し、満願寺と養学院懸り合一件、豎ヶ濱事御用物」があり、これをどう扱うかを尋ねている(伺書に宛先はないが、おそらく当役梨羽へ宛てたと推測される)。

「御牌名付出し」とは、藩主係累の命日・戒名などを書き上げたものと思われる。また、「満願寺と養学院懸り合一件」は、満願寺・養学院間の何らかの争論に係るものと推測されるが、柿並は、宝暦一年(一七六一)一〇月、当職所右筆役飯田孫右衛門とともに「満願寺養学院掛り相一途之御用物見合」を命じられている。さらに「豎ヶ濱事」とは、岩国領豎ヶ濱と大野毛利家領平生村間の境界争論に係る記録とみられる。豎ヶ濱は延享年間から長く論地となつていたが、宝暦一三年に藩主重就の「御直捌」により解決をみた。柿並は、宝暦六年(一七五六)、「岩国領豎ヶ浜論地」について柿並半右衛門とともに担当を命じられ、同年に実地見分を行つてゐる。このように、「御牌名付出し」以外の二件は、柿並が江戸御国大記録方就任以前に命じられた業務と関係する。柿並はその一件記録作成を命じられ、資料となる文書記録(「御用物」)を江戸へ持ち運んでいたと思われる。記録作成の命は、江戸御国大記録方就任以前とも考えられるし、同役就任後、重就が「内々好ヲ以申候義」であった可能性も考えられる。

また宇多・長崎は、柿並「御用物」の中に、「市右衛門御役、最初ル被仰渡候儀、御書下ケ且御伺書ニ御はね紙相成候分数通」あるが、これらも今後我々が扱うことになるのかと尋ねている。これらは「市右衛門御役、最初ル被仰渡候儀」とあり、江戸御国大記録方の主業務に関するもの、すなわち、柿並が発給予定文書をチエツクし、気付きや訂正点などを別紙に記し貼付したものと考えられる。宇多・長崎は、こうした江戸御国大記録方の本来業務である文

書チエツクも我々で行うのか、と聞いているのである。

これに対しどんな指示があつたかははつきりしない。しかし、両名が「暫役」とされた点を考慮すると、柿並に期待した文書文言のチエツクをも両名に担わせようとしたかは疑問が残る。宇多・長崎は、重就帰国直前の明和元年三月二四日に暫役を免ぜられる。柿並の死という事態に直面した藩主重就・当役梨羽は、とりあえず宇多・長崎両名に柿並「御用物」の整理をさせるとともに、後述するように、この時期、江戸諸役所から江戸御国大記録方へ提出される所蔵文書目録のとりまとめを期待したに過ぎなかつたと思われる。

なお宇多は、これ以後、江戸方御用所での記録作成事業に携わり、「御用所記録取立」、多くの記録を編纂した。特に、柿並に命じられた「満願寺と養学院懸り合一件」の記録作成は宇多に任せられ、彼が記録を完成させている<sup>(1)</sup>。また、「堅ヶ濱事」は、柿並死後、江戸御国大記録方の業務として引き継がれたようであり、明和元年六月一二日に江戸御国大記録方御用物書調に任じられる伊藤平八が後に記録作成を担当し、明和三年七月に完成させている。

### （3）仲子文右衛門の江戸御国大記録方就任と譜録提出指示（明和元年六月～同二年六月）

明和元年（一七六四）五月二九日、重就が帰国し、六月九日に仲子文右衛門が江戸御国大記録方御前御用御手伝に任命される。仲子は、三人扶持一〇石で、当時四三～四才、前役は重就小姓役であった（これに先立ち、前年一二月二六日、江戸で御内用を仰せ付けられている<sup>(2)</sup>。「御前御用御手伝」とあるが、以後、実質的には仲子が江戸御国大記録方のトップとなる。

七月二九日、中山又八郎が大記録方書調物役および高洲平七御用物書調に任じられる。又八郎は大組士中山吉左衛門の嫡子で二五才。同日に御恩高二五石を与えられている<sup>(3)</sup>。高洲は、宝暦六年（一七五六）九月に裏判役に抜擢され、

同七年一月には記録所役を兼帶、当時、「内聞之取次役」「御前御差引之御用御取次」として藩主重就に仕えた側近である<sup>(4)</sup>。又八郎抜擢の理由は定かではないが、以後彼は、仲子の下で江戸御国大記録方業務に関わる書調物役を務めるとともに、裏判役・記録所役兼帶高洲平七の命も受けて御用物の書調を行うことになったのである。

就任直後の八月一日から翌明和二年三月までの中山の活動内容は「中山又八郎日乗」で明らかになる。仲子と「申談」、あるいは成果物を仲子に提出したことなどが確認できる仕事として、「漢陽寺来歴一巻」の書き写し、「御懷中系図」の書き改め、儒者瀧鶴台編纂の「日頬様御年譜」「常栄様・宗瑞様・大照院様御年譜」の校訂、「長府徳山清末岩国系図」の書き写し、「御一門衆系図」の校訂、「御牌名帳」の書き改め、「広島時代御分限帳」の書き写しなどがある。毛利家、一門、末家に係る由緒、系譜関係の記録類の書き写し、校訂作業を行つてゐるのである。これらは仲子との関わりの中で行わされているので、多くが江戸御国大記録方書調物役としての仕事であつたと理解できる（一部は高洲平七御用物書調としての仕事の可能性も残る）。とすれば、これらの仕事は、江戸御国大記録方の副次的な業務、すなわち、藩主重就の内々の要望（「内々好ラ以申候義」）による業務であつたことになる。

さらに、一二月、家中へ譜録提出が命じられる。譜録は、元文年間に、寄組以上、御手廻組、物頭組、八組へ提出を命じられたが、今回はそれに続くものである。譜録提出の通達は次のようなものであつた（「明和譜録一件」）。

御家來中譜録、前方坂二郎右衛門江被仰付取揃候処、其節不差出、又ハ漏候分も間々有之由ニ而、右譜録此度御用ニ付見合被仰付候条、先年不差出分并漏候分共ニ不残來正月中を限、支配々々迄取揃、大記録方江可差出候、勿論前方差出相済候分者不及其儀候事

申十二月

譜録（元文譜録）は、以前、坂二郎右衛門に命じてとりまとめさせたが、その際に未提出や提出漏れの者がいた。そこで、未提出や提出漏れの者は、明和二年正月を期限として江戸御国大記録方へ提出せよという内容である。譜録提出の理由は「此度御用ニ付見合被仰付候条」である。この意味が問題となるが、この点は後に検討する。なお、提出期限は、その後家中から延期願いが出、翌年六月まで延長される。

翌明和二年三月五日、重就が出府し、これに仲子も同行する。ところが六月、仲子は江戸で急死する。中山又八郎は、江戸方御右筆岩政六右衛門宛て書状で、この計報を聞き「仰天仕候」と書いているから、かなり突然の出来事であつたと思われる。仲子死後、江戸御国大記録方には誰も就任していない。江戸に残し置かれた同役所の文書記録は明和三年七月三日に萩へ返送され、中山がこれを引き受けた（ただし、「満願寺・養学院両寺之沙汰事」の記録は宇多藤右衛門へ渡されている）。宝暦二三年二月にスタートした江戸御国大記録方は、柿並、仲子というトップ二人の相次ぐ急死により、一年弱でその活動を停止せざるを得なかつたのである。

#### （4）中山又八郎の活動（明和二年三月～明和四年一〇月）

仲子の死去以前、重就出府直前の明和二年三月一日、萩で当職毛利内匠は中山に対し、昨年来の勤務について重就よりの褒美の言葉を申し渡すとともに、今後の業務内容を指示した。それは、藩主在府中、

記録<sub>譜録之</sub>其外高須平七方被仰付候御用筋所勤可仕候

といふものであった（「中山又八郎日乗」）。この時点で中山は、名目的には、江戸御国大記録方業務を免除される。前述のように、譜録はこの年六月が提出期限であつた。譜録の提出先は江戸御国大記録方であつたが、仲子が江戸に登るため、この間御宝蔵への提出が指示された。中山は江戸御国大記録方業務からは外されたものの、萩に残ること

ともあり、引き続き譜録のとりまとめを命じられたのである。

#### 中山の役回りは、例えば、

一 同年酉<sub>〔明和二〕</sub>七月二日、又八郎御宝蔵出勤、同所頭人立合之上、諸支配<sub>ら</sub>差出候譜録見合、書方不宜分者委細授

夫々江下ヶ、宜分者御宝蔵留置候

とあるように、家臣が譜録を提出した際、御宝蔵頭人とともに立会、内容・書式が指示通りかをチェックし、良ければ御宝蔵に納め、不適合の場合はその箇所を指摘した上で一旦返却し、再提出させるというものであつた。<sup>16</sup> 譜録提出のとりまとめを行い、記載内容をチェックし、その内容的な統一を図る上で中山の役割は大きかつたといえるが、譜録自体は家臣から提出されたままの形で御宝蔵に納本されたのであり、中山が手を入れたわけではない（譜録の判型、字体、所蔵文書の書き写し方等が不統一なのはそのためであろう）。その意味で、中山が明和譜録を「編纂」「編集」したとは言えない。

さて中山は、譜録のとりまとめ以外、高洲平七「御用筋」を務めるよう命じられた。從来注目されていないが、問題はこの仕事の中身である。

「密局日乗」によれば、重就出府以降中山は、御宝蔵から譜録、大納戸から閲閲録をたびたび借り出しており、八月には御什書写一五〇冊余を、九月には当職封白木箱に納められた御系図・御家譜引書一四冊などを借り出している。この時期の中山の仕事は、別の史料では、「御密用之筋」「御什書并閲閲録其外諸記録見合書抜之御用」とも表記されている。こうした点からすると、明和一年三月以降の中山は、藩主の命を受けた高洲の監督下、閲閲録や譜録、御宝蔵の什書類を縦覧し、そこから何かを抜き書きする仕事（「見合書抜之御用」）を行っていたとみられる。

一方、譜錄であるが、メ切の六月になつても提出状況は芳しくなく、同月一八日、中山は御宝蔵頭人との間で家臣に対する催促文の内容を検討している。結局、期限は延長せざるを得なかつたようである。

明和三年六月、重就が帰国する。中山は、昨年命じられた業務が中途であるということで、引き続き行うよう指示を受ける。七月六日、儒者山根華陽（七郎左衛門）に「中山又八郎御用物」の「校合」が命じられた。山根は、山県周南の門下で、宝暦九年（一七五九）から三年間、明倫館の祭酒を務めた人物である。祭酒退任後は、明倫館教育の一翼を担う三田尻稽古場で後進の指導にあたつていた<sup>(1)</sup>。この当時、彼は七〇才前後の高齢である。山根に「校合」が命じられた「中山又八郎御用物」とは、明和二年三月以降、中山が続けてきた作業の成果物と考えられる。さらに八月一日には、山根と中山は、御宝蔵に納められていた「当職封」の文書類を大量に借り出す。内容は、「宗瑞様御書一通」等が納められた白木符箱や「秀就様御書十三通一包」等、輝元・秀就時代のものがほとんどである。

さて、のびのびとなつていていた譜錄提出は九月でも完了せず、しびれを切らした藩中枢は、一一月、翌年一月（本国に居ない者は三月）を最終〆切とし、それでも提出しない者は、今後その家の勤功等は子々孫々にいたるまで「上江一切申上間敷」との恫喝的文言を含んだ通知を出した。これにより、明和四年三月、ようやく譜錄は出揃い、三月五日、中山はその旨を高洲へ報告した。中山に課せられた譜錄とりまとめという大きな仕事は、これで終了する。

三月一九日、中山は当役梨羽より、「元就様御年忌之節之御控物諸役所之分」（諸役所で保存されている過去の毛利元就の法事関係記録）を調査して書き抜き、分類してまとめるよう命じられた。これは、三年後の明和七年（一七七〇）に予定される元就の二百回忌法要を念頭に置いての指示と考えられる。これ以降中山は、以前より作成を命じられていた様々な記録を梨羽らに提出している。「密局日乗」より具体的に掲げれば、「大照院様御以来御代々御元服其

外御一代有廉事書立」（四月一九日、当役梨羽へ提出）、「大照院様・養嚴院様御時代、嫡子雇又ハ次男被召出、新規被召出等之御小姓衆御恩意御加増等之事書立」（五月八日、前同）、「往古迄公儀御役目之廉々書立」（五月二八日、岩政六郎右衛門へ提出）、「御宝蔵符込物書取」（七月八日、高洲へ提出）などである<sup>(2)</sup>。八月二二日には、一月に重就へ提出していた「元就様御詠草」が返却されている。また、八月二六日には、山根華陽が編纂した「御用物」の綴調が終了したことから、高洲へ提出し、九月一日に重就に提出している。

九月九日、重就が出府する。一〇月九日、又八郎は「山口入湯御暇」を認められ、一月ほどの休暇に出る。それまでの仕事振りに対するご褒美との意味合いであろうか。一〇月二八日、中山や御宝蔵頭人ら譜錄とりまとめに功があつた者達は褒賞を受けた。中山は銀六〇目を下賜されている。

## 一 「諸役所控目録」および「御教戒」

以上、宝暦二三年二月の江戸御国大記録方設置から、明和四年一〇月の中山褒賞までの動きを時間を追つてみてみた。中山はこれ以後も、藩主重就らの命を受けて、多くの記録編纂や調査作業を行つており、それが最終的には安永三年の密用方設立へと繋がっていくことになる。これについては別の機会に論じることとし、本稿では、以上の動きを踏まえた上で、この時期、萩藩諸役所が一齊に作成した所蔵文書目録「諸役所控目録」と、明和四年に儒者山根華陽が編纂した「御教戒」について検討する。

### （1）「諸役所控目録」（九諸省40・五四目次12）

毛利家文庫には、宝暦末年から明和期にかけて萩藩諸役所が作成した所蔵文書目録が大量に残っている（「諸役所控目録」）。この目録については、『毛利家文庫目録』「緒言」でも触れられている。『毛利家文庫目録』で「諸役所控目録」と総称されるこれら目録群は、『毛利家文庫目録』では九諸省と五四目次に分かれているが、同一契機で作成されたものとして統一的に理解すべきものである。

目録作成役所数は一二〇、目録総数は一四三冊に及ぶ。役所数と目録数が一致しないのは、役所によつては複数の目録を作成したからである。目録は、当職所および上御用所を除き、この時期の役所・役職をほぼ網羅していると考えられる。これらの目録は、その作成時期、および目録奥書に「右大記録方御用ニ付」と記されたものがあること、目録提出先に柿並市右衛門や宇多藤右衛門・長嶋新左衛門の名が記されたものがあることなどから考えて、江戸御国大記録方の設置に伴い、各役所から同役所へ提出されたものと判断できる。

最も早く作成された目録は、御敷寄屋方〔候家ノ茶ノ間ニ在リテ茶事ヲ掌ル役〕のもので、宝暦二三年三月二十四日に提出されている。柿並の江戸御国大記録方就任から一月余り後のことである。その後、柿並の江戸発向（六月三日）までに提出されたのは、御奥と八組月番所の目録である。

続く宝暦二三年七月～明和元年四月には、矢倉方、公儀所、江戸台所など江戸諸役所の目録が集中的に提出されている。この時期は重就の在府期間であり、宝暦二三年八月の柿並死去後、宇多・長崎が暫役となつた時期とほぼ一致する。両名が暫役を免じられる明和元年三月二十四日までは江戸方諸役所の目録はほぼ出揃つており、江戸方諸役所へは、藩主在府中に目録提出を終えるよう強く命ぜられたことが予想される。前述のように、柿並死後、江戸御国大記録方暫役となつた宇多・長崎の主業務のひとつは、そのような江戸諸役所の目録提出のとりまとめ、あるいはその書式の統一などにあつたと推測される。

重就帰國後、明和元年七月から明和二年二月の間に、ほとんどの国元役所（代官所も含む）の目録が提出される。領外の京都屋敷や長崎屋敷も、それぞれ明和元年六月、一〇月に目録を提出している。重就の江戸発向が明和二年三月五日なので、国元諸役所についても、藩主在府中、出府以前に提出を完了するよう江戸御国大記録方より強い催促があつたと思われる。ただし、大組物頭の場合、明和五年一月～同七年九月に目録が提出されている。

当初、各役所へ所蔵文書目録の提出が命じられたのは、江戸御国大記録方の本来業務のためであつたと考えられる。前述のように同役は、発給予定文書の文言チェックのため、原則的には藩内すべての文書の閲覧が認められた。しかし、各役所所蔵の文書記録の概要を把握し、各役所にどの時期のどんな文書記録があるのかを知つておかなければ、必要な文書は参照できない。目録提出の目的は、この点にあつたと理解される。

しかし江戸御国大記録方は、宝暦二三年八月の柿並死去、明和二年六月の仲子の死によりその活動を停止する。活動はわずかの期間であり、当初想定された、文書チェックの参考とするため各役所の目録が利用されるという事態は、

宝暦末～明和前期における萩藩の記録編纂事業について（山崎）



諸役所控目録

実際のところ、あまりなかつたのではないかと推測される。

一方、明和二年三月以降、中山又八郎へは、「御什書并閲閱錄其外諸記録見合書抜之御用」をはじめ、様々な記録作成のための作業が命じられており、そのため、諸役所の記録をみる必要が生じている。例えば中山は、明和二年三月、遠近方の目録を借り、四月には「遠近方控物」三冊を、五月には「分限帳」「御一門隠居家督之記」などを同役所から借用している（その後返却<sup>(19)</sup>）。また前述のように、明和四年三月には、当役梨羽より「元就様御年忌之節之御控物諸役所之分」を抜き書きするよう命じられている。各役所の目録は、当初の目的とは異なり、次第に中山らに命じられる記録編纂事業遂行のために活用され、その面での需要が高まつていったと思われる。大組物頭が、江戸御国大記録方の活動停止後、明和五年～七年でも目録提出が求められたのは、そうした理由によると考える。

江戸御国大記録方の停止後、目録は同役所の文書記録とともに一括して中山へ引き渡される。密用方設置後は、同役所で利用される。以後の密用方業務の遂行に際しても、これら目録は大きな役割を果たしたことが予想される。

これら目録群は、萩藩庁内の諸役所をほぼ網羅するもので、同一時期の藩庁内の文書記録の全容を明らかにできる点で貴重な史料である。当職所のように、早く享保期から継続的に文書整理を実施し、所蔵目録を作成している役所がある一方、この目録でしか、文書群の概要を知り得ない役所もある。萩藩の文書管理の実態を知る上で、これら文書目録の価値は非常に高いといえる。

## （2）「御教戒」（三公統<sup>(20)</sup>）

「御教戒」は、明和四年（一七六七）秋、儒者山根華陽（七郎左衛門）が藩主重就へ提出したものである。内容は、元就・隆元・輝元に関し、「御什書并閲閱錄及諸臣家譜等」から教訓となる彼らの言葉を抜き出し、「御教訓之部」

「御政事之部」など一〇の編目<sup>(21)</sup>とまとめたものである（表1参照）。具体的な内容は次のようなものである。

### 御教訓之部

元就様御自筆御書月日無<sup>(22)</sup> 隆元様江

一上略 少もたゝゐられ候事ハ有間敷事 御什書  
(略)

宗瑞様ヨリ屋の様<sup>(23)</sup> 六月九日御書

一上略 人のうへに八十ふんなる事ハなき事にて候 閲閱錄 毛利伊勢元雅書出

編目ごと、文書から抜き出された重要な文章が書き上げられ、その文書の差出者、宛先、年月日、典拠等が明記される形式である。

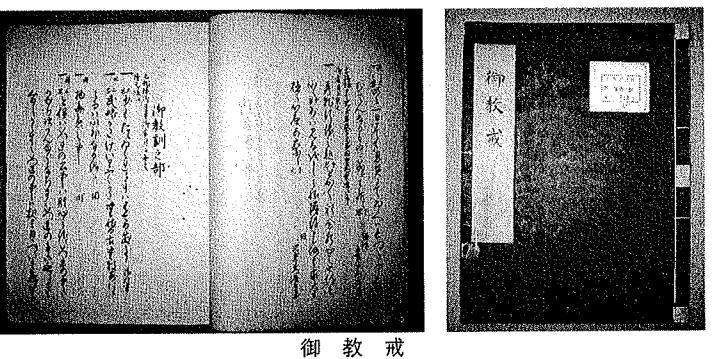
「御教戒」には山根が記した序文があり、これから作成事情を知ることができる。

往昔奥州公相有相氏創業以来、世々相承、法故典章齋賣而藏諸宝庫、倚疊如山、先朝命永田政純序次之、除其事属傭秘者、而餘悉謄写、以為副本、然而汗牛充棟甚勞偏覽、故今復教中山恒之裁焉、高須就忠都督其事、擇洞春公以下三世遺文節章断句、抜其萃、分部十条集作一篇、以献之

奥州公（毛利家祖大江広元）以来の文書記録が大量に保存されていることから、先の藩主の時、永田政純に整理を命じ、謄写させ副本を作成させた（御什書の整理）。しかし文書記録の量は膨大で、閲覧が容易ではないため、今回再び、中山恒之（又八郎）に選別・抽出の仕方を教え、それを高洲就忠に監督させ、元就等の遺文から文章を抜き出し、それを一〇編に分けて編纂し、藩主重就に献上したという。

この序文から、「御教戒」編纂の前提には、高洲平七（就忠）の監督下、中山又八郎（恒之）の準備作業があつたことがわかる。ここにみえる「今復教中山恒之裁焉、高洲就忠都督其事、擇洞春公以下三世遺文節章断句、抜其萃」こそ、明和二年三月、高洲平七が藩主重就に命じられ、それ以降中山が従事した「御什書并閲閱錄其外諸記録見合書抜之御用」であることは明白であろう。「御教戒」編纂者の山根は博識の学者であるが、高齢かつ多忙であり、いちいち細かな作業に従事することは難しい。そこで重就是、高洲に命じ、中山という若い人物を実務担当者とし、彼に御什書、閲閱錄、譜錄などを縦覧させ、訓辞となるべき文章を抜き出させたのである。明和三年七月、山根に「中山又八郎御用物校合」が命じられるが、これは、中山が抜き出した文章をベースに、編集者の目で最終的な取捨選択を行う作業であつたと思われる。

前述のように、この時期の中山は、御宝蔵保管の御什書、閲閱錄など、かなり網羅的に文書記録の調査を実施している。譜錄もその重要な調査対象であつた。藩が譜錄未提出者に対し、繰り返し提出を求めたのは、この「書抜之御用」を徹底させ、万一にでも漏れがないようにとの考え方からであつたろう。譜錄は、網羅的な調査のため不可欠であり、家臣らの提出延引は、高洲らにとつて苦々しく思われたはずである（それだけ「御教戒」完成が遅れてしまう）。譜錄提出は明和四年三月で完了するが、それをもつて調査対象がすべて出揃つたことになる。



さて、「御教戒」を見た重就是、その出来映えをほめ次のように述べたといふ。  
候曰、嗚呼佳哉、亡論墳典、振古聖賢書策、孰非典刑、而此篇者、乃我祖宗成訓也  
古い書物、大昔の賢者たちの教えは手本にはならない、この「御教戒」こそ私の祖先の教え、訓示である、といふ。  
そして、常に座右に置いて参考し、祖先の「肇邦造家之良策」「使臣撫民之厚德」などを知るよすがとしたい、以後の者は永代の手本とせよ（「子孫萬年、永式為鑑」と述べたとされる。重就是が「御教戒」編纂を命じたのは、「稽古之術」「稽古之益」のため、すなわち「古事を考へて物事のあり方とこれからのあるべき姿を正確に知る」（「稽古」小学館『日本国語大辞典』）ためであった。そのために元就以下の先祖の言葉を類従させたのである。

ところで岸本覚氏は、藩主重就が、宝暦九年（一七五九）三月、藩政改革始動にあたり、その実現を「太祖洞春公（元就）神位」に誓つたこと、宝暦二年、元就・輝元・秀就ら藩祖を神靈として萩場内の仰徳神社に祀つたこと、明和七年（一七七〇）の元就二百年祭祀を契機に芸州吉田郡山城跡にある元就廟の修理を企図したこと等を指摘し、重就が、宝暦期以降の藩政改革遂行にあたり、藩祖を神格化し、藩祖に誓うという形を取ることにより、藩祖の威光を以て自らの権威を確保し、改革を正当付けようとしたという。そしてそれは、近世後期における萩藩の「復古」方針の前段階をなすものと位置づけている。<sup>25)</sup>

こうした指摘に学ぶならば、「御教戒」編纂は、単に祖先の言葉を

敬い、自らの政治的指針としたと評価するに止まらない。この時期特有の藩祖顯彰、藩祖の威光の利用という動きに沿うものであり、藩祖たちの言葉を集め、その言葉に従うという姿勢を示すことにより、自らの政治的立場の強化を目指したものと評価できるのではなかろうか。

「御教戒」をはじめとして、重就は中山らを使って網羅的な文書調査を行い、毛利家の歴史、由緒、祖先に関する情報を調査させる。改めて言うまでもなく、重就は支藩長府から本藩を継いだ藩主であり、従来の研究では、家臣との軋轢を含みつつ藩政改革を断行した点が指摘されている<sup>(2)</sup>。外から入った重就にとって、毛利本家の歴史、由緒、過去の先例について、豊富な情報、他の追随を許さない正確な歴史情報を掌握していること、有り体に言えば「歴史をよく知っている」ことは、居並ぶ譜代の家臣たちに対しても、先例、歴史情報に関する知識面で優位に立つことを意味する。それは、例えば政策方針を廻る家臣との議論の場などにおいて、有利に働いたのではなかろうか。重就が、「御教戒」をはじめ、様々な記録の作成、先例調査に力を入れたひとつ背景に、そうした点も推測したい。

### おわりに

最後に、本稿での検討をまとめておきたい。

宝暦二年二月、藩主重就が江戸御国大記録方を新設するが、それは発給文書の文言チェックをさせ、統一的な文書行政の実現を目指したものであった。そのため、藩中枢役所での文書整理に豊富な実績をもつ柿並市右衛門を抜擢し、すべての役所の文書閲覧を許可するとともに、全役所に所蔵文書目録の提出を命じ、江戸御国大記録方へ藩内の

文書情報を集中させた。それは萩藩における文書管理上、画期的な出来事であった。

一方で重就は、「内々好ヲ以」、江戸御国大記録方に毛利家に関する様々な由緒、歴史に関する調査、編纂事業を行わせる意図も持ち合わせていたとみられる。しかしそれは、江戸御国大記録方にとつて本来副次的な業務であった。

ところが、発足間もない江戸御国大記録方は、柿並の死という突然の事態に直面する。そもそも江戸御国大記録方は、柿並という人物を前提に構想された面が強かつたと推測される。ゆえに、その死を契機として、江戸御国大記録方は、文書文言のチェックという役割を後退させざるを得なかつたのではなかろうか。一方で、当初は副次的な業務であつた「内々好ヲ以申候義」、すなわち重就の要望に基づく様々な記録編纂事業へ業務の力点を移していく。最終的には、明和二年六月の仲子の死により、江戸御国大記録方はその機能を停止した。文書文言のチェックを行う役所の設置という当初の構想は、これにより完全に頓挫したのである。

反面、藩主の命による記録編纂事業は、江戸国大記録方廃止後も、中山又八郎という人物を得て、彼に仕事が任せられるようになっていく。明和元年七月、大記録方書調物役に抜擢された中山は、以後の仕事ぶりが評価されたのか、明和二年三月、高洲の監督の下、閥閱錄、譜錄、御什書類などの縦覽<sup>②</sup>、「御教戒」作成のための基礎作業が命じられる。また、譜錄のとりまとめも御宝蔵頭人とともに任された。

この時期、重就が作成を求めた記録は複数あつたと思われるが、その中で特に熱望したのは、元就ら歴代の言葉をまとめた「御教戒」であつたことは間違いない。編纂は、山根華陽が最終的な責任者となり明和四年秋に完成するが、編纂の基礎作業は中山に任せられた。従来、明和二年三月以降の中山の仕事に関しては、「譜錄の編纂」を中心事業と見なしてきた。しかし、三月一日に中山へ命じられた内容は、「記録譜錄之、其外高須平七方被仰付候御用筋」とあ

り、譜録提出のとりまとめと、「其外」＝「御什書并閲閱錄其外諸記録見合書抜之御用」の二本立てである。むしろ後者の仕事の方が時間的な比重は大きかったと考える。

中山は、山根との仕事を経ることで、編纂事業に対する経験を積み、また周囲からもその仕事ぶりが評価されたと思われる。本稿では触れなかつたが、以後も中山は、毛利家の歴史、由緒に関する事柄を中心に歴史編纂業務をこなしていく、安永三年一〇月、密用方設置に伴い初代頭人に就任する。時間を遡つてみれば、密用方設置は、明和二年三月以降の中山の活動が前提となつており、その中山抜擢のきっかけは、明和元年七月二九日の江戸御国大記録方書調物等への就任であった。宝暦一三年二月に設置された江戸御国大記録方は、中山又八郎という人物の活動を介して、のちの密用方設置へと繋がつていったと言えるのである。

最後に譜録について触れておきたい。

この時期の譜録に関しては、それにより「家臣に主従関係を再確認させ」、藩主に対する「忠誠心を喚起」させるものであり、「当主と先祖の勤功を把握し、藩主に対する忠誠を家臣に再確認させた」とする評価がある<sup>(22)</sup>。本稿でみたように、譜録提出はこの時期の特徴的な出来事ではあるが、藩のこの時期の主眼は「御教戒」など藩主の要望を受けた記録編纂にあり、譜録はその編纂資料として利用されている。「御教戒」等編纂のため、家臣の来歴および家臣所蔵文書をとにかく網羅的に調査したい、という意図に基づいて譜録提出が命ぜられたと理解されるのである。

藩が示した元文譜録の雛形によれば、由緒書部分には、いつから毛利家に仕えるようになつたのか、いつどんな役職に就任したのかといった情報のほか、あれば「御咎」についても記すよう指示している。また藩は、元文譜録提出の際、家臣たちが家同士で本家・末家の記述をどうするかでもめ、提出が遅れていることに触れ、そのような穿鑿をして改めて確認しておきたい。<sup>(23)</sup>

家臣らがする必要はない、「双方難決事有之候ハヽ、いかやう共其家ニて覺來申伝之筋」を双方が出せばよいので、「曾而其異説を糺し申出ニ不及」と戒めている。<sup>(24)</sup>

明和譜録時もこれと同様であつたはずで、藩の立場は、定めた譜録の書式に従い、各家臣が把握している範囲での家の歴史、所蔵文書に関する情報が提出されればそれでよい、というものであつたと思われる。その意味で、家臣が由緒をどのように記そうとも（毛利家以外、例えば吉見家や大内家との由緒を記そうとも）、たとえ偽文書が収録されようとも構わなかつたのである。もちろん藩は、提出された譜録の内容にお墨付きを与えたわけではない。譜録には、家臣側の言い分、家の歴史に対する家臣の自己認識が記されたに過ぎない。この点は、譜録の史料的な限界として改めて確認しておきたい。

譜録提出を指示した通達に、「此度御用ニ付見合被仰付候條」とあつたのは、「御教戒」等編纂の「御用」のため、見比べ、調査（＝「見合」）を指示されたので、譜録提出を命じる、と理解すべきと考える。

## 註

(8) 「御賞美先例」三十一(二)諸臣 179(145の34)。「無給帳」

(五)「給録86」

- (1) 「長州藩歴史編纂事業史」(其の五)〔六〕(山口県文書館研究紀要)第一三(一四号)一九八六年八七年)。
- (2) 人物叢書『毛利重就』(吉川弘文館二〇〇三年)。

- (3) 広田暢久「長州藩歴史編纂事業史」(其の一)(山口県文書館研究紀要)第九号一九八二年)

- (4) 「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」(『日本史研究』四六四号一〇〇一年)。

- (5) 以下一章の論述は、主に、毛利家文庫の「秘府定規」(九諸省56)、「明和譜録一件」(三三諸臣28)、「御密用所御右筆中山又八郎日乗」(一九日記14)、「密局日乗」(一九日記18)による。記述の日々に注を付すことは繁雑になるので、ここにまとめて掲げ、以下それ以外の典拠のみを注記した。

- (6) 拙稿「萩藩当職所における文書整理と記録作成」(山口県文書館研究紀要)第一四号一九九七年)、同「当職所記録仕法」について—萩藩当職所における記録作成マニュアル」

- (7) 柿並多一郎正長「譜録」(三譜録た17)
- (8) 「御賞美先例」三十一(二)諸臣 179(145の34)。「無給帳」(五)「給録86」
- (9) 「平生町史」三九一(四二三頁) (平生町役場一九七八年)。
- (10) 前掲註(7)
- (11) 「御賞美先例」三十一。
- (12) 「無給帳」(五)「給録86」、「役人帳」(一〇諸役54)、「秘府定期」。

- (13) 「無給帳」(五)「給録86」
- (14) 小川前掲書。
- (15) この時の文書記録の概要是、「大記録方御用物目録」(五四目次16)参照。

- (16) 藩が家臣へ提示した譜録の雛形として、元文期のものが、井原家文書(埼玉県立文書館蔵)に残る。

- (17) 小川國治・小川亞弥子共著「山口県の教育史」(思文閣出版一〇〇〇年)

- (18) 「往古より公儀御役目之廉々書立」などこの時提出した記録は、「考撰雜彙」前篇(一六叢書31)参照。

- (19) 「密局日乗」

- (20) 前掲註(4)および「長州藩藩祖廟の形成」(『日本史研究』四三八号一九九九年)。

- (21) 河村一郎「御国政再興記」のこと—長州藩の宝暦改革—(同「長州藩思想史覚書—山県周南以後」所収一九八六年)、

- 「毛利重就の繼嗣問題」「藏櫃録」が語るもの」(同「防長藩政期への視座」所収一九九八年)、小川國治「宝暦改革の前提」(『転換期長州藩の研究』第一章思文閣出版一九九六年)、田中誠二「天明山検地の研究」(『瀬戸内海地域史研究』第七輯文献出版一九九九年)など。

- (22) 小川前掲書。

- (23) 「諸觸書抜」(九諸省51(5の3))。

- (24) 譜録は、萩藩士の系譜・由緒を知る上で貴重な史料であり、専門的な歴史研究者以外でも利用頻度が高い(例えば先祖調べなど)。であるからこそ、その作成背景を十分理解し、その史料的限界を把握し、利用者へ適切なアドバイスをすることが館員として求められる。この点を考え、譜録の性格について筆者の考えをあえて記した。なお、元文譜録の場合も明和譜録同様の背景が想定される。